

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認岡山地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	6 件

### 第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から10年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 50 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月から10年3月まで

20歳になる前に実家に国民年金の加入の案内文書が届いた。当時は親元を離れて学生生活を送っており、両親の経済的な負担も大きかったので、母親が実家の所在する市（支所）で国民年金保険料の免除申請を行った。翌年以降も市から免除申請の案内文書が届き、母親が免除申請を行っていたが、申立期間については届かなかった。そのため、母親が市役所（支所）に出向いて申立期間の国民年金保険料について免除申請を行った。それにもかかわらず、この期間が免除期間となっていないのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、大学生であった申立人は、申立期間直前の平成7年2月から9年3月までの国民年金保険料が免除されているが、申立期間については未納となっている。申立期間の国民年金保険料について免除を受けるには、免除申請を行う世帯に係る平成8年の所得が免除の基準を満たしているか否かを審査することとなるが、申立人の世帯に係る同年の所得は、申立人の両親の厚生年金保険に係る標準報酬月額から判断し、7年のそれを下回っていることが推認でき、申立期間の国民年金保険料については、免除の基準を満たしていたものと考えられる。

また、申立人の世帯の所得が前年より減少しているにもかかわらず、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料について免除申請を行わなかったとは考え難い。

さらに、申立てに係る市は、「前年度に国民年金保険料を免除されていた学生に対しては、当該年度についても免除申請書を送付していた。」と回答

しているが、それまで届いていた免除申請書が申立期間の当初に届かなかったため、申立人の母親が市役所（支所）に出向いて免除申請を行ったとする申立人の主張に不自然な点は見受けられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料について免除されていたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、平成13年12月1日から15年9月1日までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における同期間の標準報酬月額に係る記録を26万円に訂正することが必要である。

また、申立期間①のうち、平成15年9月1日から19年2月11日までの標準報酬月額及び申立期間②から⑨までの標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、その主張する標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与及び賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における申立期間①のうち、15年9月から19年1月までの標準報酬月額を26万円とし、申立期間②から⑨までの標準賞与額を、15年7月31日は20万円、同年12月25日、16年7月31日、同年12月25日、17年7月31日、同年12月25日及び18年7月31日は15万円、同年12月25日は14万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年5月1日から19年2月11日まで  
② 平成15年7月31日  
③ 平成15年12月25日  
④ 平成16年7月31日  
⑤ 平成16年12月25日  
⑥ 平成17年7月31日  
⑦ 平成17年12月25日  
⑧ 平成18年7月31日

⑨ 平成 18 年 12 月 25 日

給与明細書を確認したところ、給与支給月額より低い額で標準報酬月額が記録されており、この標準報酬月額に基づく厚生年金保険料より多くの保険料が控除されている。

また、平成 15 年以降は、毎年、7 月及び 12 月に賞与が支給されているにもかかわらず、その記録が無い。

預金通帳に記載されている振込記録からも支払があったことは明らかなので、これらの記録を訂正してほしい。

### 第 3 委員会の判断の理由

1 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額及び標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬額のそれぞれに見合う標準報酬月額及び標準賞与額の範囲内であることから、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準報酬月額及び標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間①のうち、平成 13 年 12 月 1 日から 18 年 12 月 1 日までの期間及び 19 年 1 月 1 日から同年 2 月 11 日までの期間については、平成 18 年 12 月分の給与明細書、課税台帳、源泉徴収票等から推認し、13 年 12 月から 18 年 11 月までの期間及び 19 年 1 月の標準報酬月額を 26 万円に訂正することが必要である。

また、申立期間①のうち、平成 18 年 12 月 1 日から 19 年 1 月 1 日までについては、申立人が所持する平成 19 年 1 月分の給与明細書において確認できる保険料控除額から、18 年 12 月の標準報酬月額を 26 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額を社会保険事務所（当時）に対し誤って届出を行い、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

3 申立期間②から⑨までについては、平成 19 年 1 月分の給与明細書、預金通帳、源泉徴収票等から、申立人は申立てに係る事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認でき、当該期間の標準賞与額については、平成 15 年 7 月 31 日は 20 万円、同年 12 月 25 日、16 年 7 月 31 日、同年 12 月 25 日、17 年 7 月 31 日、同年 12 月 25 日及び 18 年 7 月 31 日は 15 万円、同年 12 月 25 日は 14 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、申立人の標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した

後に、事業主が申立期間当時に事務手続を行っていなかったとして届出を行っていること、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 一方、申立期間①のうち、平成3年5月1日から13年12月1日までの標準報酬月額については、申立人は給与明細書を所持しておらず、事業主からの回答も得られない。

また、上記期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていることをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、平成3年5月1日から13年12月1日までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、平成18年4月1日から同年9月1日までの期間及び19年3月1日から同年9月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における同期間の標準報酬月額に係る記録を、それぞれ、18年4月から同年8月までの期間及び19年3月から同年8月までの期間は18万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間②から④までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における同期間の標準賞与額に係る記録を、それぞれ、平成18年7月31日は5万円、同年12月25日は7万8,000円、19年7月31日は9万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和59年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年4月1日から19年9月1日まで  
② 平成18年7月31日  
③ 平成18年12月25日  
④ 平成19年7月31日

給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額と会社が納付している厚生年金保険料額とが異なっており、直近の2年分は会社が訂正を行ったが、それ以前の記録については訂正されておらず、賞与については届出がなされていないので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額及び標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂

正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬額のそれぞれに見合う標準報酬月額及び標準賞与額の範囲内であることから、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準報酬月額及び標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

- 2 申立期間①のうち、平成 18 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間及び 19 年 3 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間の申立人の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額から、18 年 4 月から同年 8 月までの期間及び 19 年 3 月から同年 8 月までの期間は 18 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額を社会保険事務所（当時）に対し誤って届出を行い、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 3 申立人が所持する賞与明細書から、申立人は、申立期間③及び④について、申立てに係る事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立人の上記期間の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる保険料控除額から、平成 18 年 12 月 25 日は 7 万 8,000 円、19 年 7 月 31 日は 9 万 7,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が上記期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に行っておらず、また、当該賞与に係る保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 4 申立人に係る源泉徴収票及び申立人の預金通帳に記載された賞与振込額から、申立人は、申立期間②について、申立てに係る事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと推認できる。

また、申立期間②の標準賞与額については、源泉徴収票及び上記通帳に記載された賞与振込額から推認し、5 万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に行っておらず、また、当該賞与に係る保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 5 一方、申立期間①のうち、平成 18 年 9 月 1 日から 19 年 3 月 1 日までのについては、社会保険庁（当時）が記録する標準報酬月額は、申立人が所持する給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と一致することから、当該記録を訂正する必要は認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格の取得日に係る記録を昭和36年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和11年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年11月1日から同年12月1日まで  
株式会社B社の事業縮小に伴い、私を含む同事業所の従業員10人全員がA社に移籍した。その際も継続して勤務しており、給与も支給されていたので、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

株式会社B社の取締役であり、その後、A社の財務部長を務めた申立人の当時の上司は、「株式会社B社が解散することとなり、私の友人が社長であったA社に株式会社B社のすべての従業員を移籍させた。申立人は、申立期間中も継続して勤務し給与を支払われ、厚生年金保険料も控除されていたはずである。」と証言している。

また、当時の同僚は、「昭和36年11月には申立人はA社に先行して移籍し勤務しており、給与も支給されていた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務しており、同期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和36年12月の記録から、1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを推認できる関

連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを推認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 岡山国民年金 事案 768

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 45 年 3 月まで

父親が 36 歳で亡くなったため自分も長生きできないと思い国民年金に加入していなかった。その後、妻からの勧めもあり、国民年金に加入することとした。国民年金の加入手続と国民年金保険料の納付のため、妻に市民センターへ行ってもらった。過去 10 年分の保険料として 5 万円を支払った際、職員から年金額が夫婦同じ額になるとの説明を受けた記憶があると妻から聞いた。当時は自営業も順調で、国民年金保険料をまとめて納付することはできた。納付記録が無いことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 47 年 2 月に払い出されており、申立人は、このころに申立期間直後の 45 年 4 月にさかのぼって国民年金に加入し、同月から 47 年 3 月までの国民年金保険料を一括して納付しており、未加入期間の解消に努めたことがうかがえる。

しかしながら、申立人は昭和 45 年 4 月にさかのぼって国民年金に加入し、同月以降の国民年金保険料を納付することで、60 歳到達時の納付月数は\*月となり年金受給権を取得する見込みを確保しており、申立期間の国民年金保険料を特例納付により納付する合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を特例納付により申立人が居住する市の市民センターで納付したと主張するが、同市は、「特例納付による国民年金保険料は収納していなかった。」と回答している。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年9月から平成2年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年9月から平成2年9月まで  
結婚が決まった平成2年9月ごろ、父親から市役所(支所)で国民年金の加入手続を行い、2年分の国民年金保険料を納付したと聞いた。国民年金の加入手続、保険料の納付とも両親に任せていたので当時の状況は分からないが、両親が市の職員から2年分はさかのぼって納付することが可能だとアドバイスを受け、納付したと聞いた。申立期間の国民年金保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は平成3年4月に払い出されており、申立人はこのころに国民年金に加入したと推認されるが、この時点では、申立期間の一部(昭和63年9月から平成元年3月まで)の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、平成2年9月ごろに申立人に係る国民年金の加入手続を行ったとする申立人の父親は、国民年金手帳の交付を受けた記憶が無いなど、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が国民年金に加入したとみられる平成3年4月時点では、申立期間の一部(平成元年4月から2年3月まで)の国民年金保険料は過年度保険料となるが、通常、市町村は過年度保険料を収納することはなく、申立てに係る市でも、過年度納付は収納していなかった旨回答している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認める

ことはできない。

## 岡山国民年金 事案 770

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 7 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 7 月から 53 年 3 月まで

昭和 53 年 3 月に、事業所を退職した 51 年 7 月までさかのぼって国民年金に加入し、53 年 3 月までの国民年金保険料をまとめて支払ったが、51 年 7 月から 53 年 2 月までは未加入期間とされ、同年 3 月については未納期間とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立人は、申立期間中の昭和 53 年 3 月に国民年金に任意加入（再加入）していることが確認できるところ、申立期間において国民年金の任意加入の対象者であった申立人は、同期間（昭和 53 年 3 月を除く。）にさかのぼって国民年金に加入することはできない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を昭和 53 年 3 月ごろにまとめて納付したと主張しているが、その納付金額についての記憶は定かで無い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 岡山国民年金 事案 771

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 3 月

昭和 62 年 4 月ごろ、居住する市から国民年金の納付書のようなものが送られてきた。市役所の支所で説明を求めたところ、昭和 62 年 3 月 21 日に事業所を退職し、同年 4 月 1 日に再就職したのであれば、同年 3 月の国民年金保険料を納付する必要があると言われ、それを納付した記憶があるので、申立期間の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金の加入手続を行った記憶が無い上、申立人が居住する市に申立人に係る国民年金被保険者名簿は無く、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の転職に伴い、申立人の妻に係る昭和 62 年 3 月の被保険者資格は、国民年金の第 3 号被保険者から第 1 号被保険者に種別変更され、その妻に係る同月の国民年金保険料が同年 5 月に納付されているが、申立人及びその妻にはこれを納付した記憶は無く、申立人は、この納付された申立人の妻の国民年金保険料を申立てに係る保険料と誤認している可能性がある。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 岡山国民年金 事案 772

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 8 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 8 月から 59 年 3 月まで

昭和 59 年 3 月に大学を卒業した直後に、20 歳以降の国民年金保険料を納付するよう実家に請求書が届いたことから、母親が私の仕送り用の口座に請求された金額を入金し、私が当時居住していた市の窓口でそれを納付したと思うので、納付記録が無いのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 61 年 2 月ごろに払い出されており、申立人は、このころに国民年金に加入したものと推認されるが、その時点では、申立期間の一部（昭和 56 年 8 月から 58 年 12 月まで）の国民年金保険料は時効により納付することができない上、申立期間当時、国民年金の任意加入の対象者（学生）であった申立人は、同期間にさかのぼって国民年金に加入することはできない。

また、申立人は国民年金の加入手続を行った記憶はないと述べている上、申立人が所持する年金手帳にも申立人が初めて国民年金に（強制）加入した日は昭和 59 年 4 月 1 日と記録されており、申立期間の国民年金保険料を納付するよう請求書が届いたとする申立内容には不自然さが見受けられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 1046 (事案 60 の再申立てを含む。)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 3 月 29 日から 35 年 10 月ころまで  
② 平成 5 年 3 月 4 日から 7 年 7 月 1 日まで

申立期間①については、公共職業安定所の紹介により昭和 28 年 12 月 1 日にA社に入社し、会社が倒産する 35 年 10 月ころまで勤務していたにもかかわらず、31 年 3 月 29 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、その後未加入となっているのは納得できない。

申立期間②については、平成 5 年 3 月 4 日から勤務していたB社の厚生年金保険の加入記録について、以前申立てをしたが認められなかった。今回新たに、当時の同僚が勤務実態について証言してくれることとなったので、再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

- 1 オンライン記録によると、A社が、厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和 34 年 6 月 1 日に同社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失している 17 人全員が、同日にC社における被保険者資格を取得している上、C社に係る商業登記簿から、同社の代表取締役は、A社のそれと同一人であることが確認でき、C社はA社の後継会社であると推認できるが、申立人は、「C社を知らない。」と述べており、A社が適用事業所でなくなった昭和 34 年 6 月 1 日以降、C社に勤務していなかったことがうかがわれる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に加入記録がある従業員のうちの一人は、「入社した昭和 31 年 7 月ころには申立人はいなかったが、他の従業員から申立人が以前在籍していたと聞いたことがある。」と証言しており、別の従業員は、「入社した昭和 31 年 10 月ころには、申立人はいなかった。私が入社した際の求人、申立人が辞め人員が足りなくなったためだと聞いたことがある。」と証言している上、A社において申立期間①中に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者のうちの 5 人(上記証言者を除く。)は、「申立人を知らない。」と証言している。

さらに、申立人は上記の証言を行った従業員について、A社にはいなかった

た旨供述しており、申立人は、昭和31年7月以降、同社に勤務していなかったことがうかがわれる。

加えて、申立人が、昭和31年3月29日から同年7月1日までの間にA社に勤務していたことをうかがわせる証言等は得られない。

このほか、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間②に係る申立てについては、i) 事業主が申立人の給与から厚生年金保険料を控除していることを確認できる給与明細書等の資料は無い、ii) 申立期間②において国民年金に加入し、保険料を免除されている、iii) B社は、既に全喪しており、申立内容を確認できる関連資料等は見当たらないとして既に当委員会の決定に基づく平成20年6月20日付けの年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、同僚二人が勤務の実態について証言をすることで再度申し立てているが、その同僚からは、申立人のB社における勤務期間や厚生年金保険の適用等についての証言を得ることはできず、ほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 岡山厚生年金 事案 1047

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月20日から28年6月1日まで  
昭和26年4月20日ごろ、新設間もないA事業所に就職し、28年5月ごろまで看護婦(師)として勤務した。年金事務所の年金加入記録回答票によると、同病院における厚生年金保険の被保険者記録が無いとされているが、同病院に勤務していたことは間違いなく、申立期間の記録が無いことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人がA事業所を退職した後に勤務したB事業所が保管する申立人の人事記録から、申立人は、昭和26年4月12日から28年5月18日までC事業所に看護婦として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、C事業所の厚生年金保険の新規適用年月日は昭和26年5月1日であり、申立期間の一部(昭和26年4月20日から同年5月1日までの期間)においてC事業所は、適用事業所ではなかったことが確認できる上、適用事業所となって以降の申立期間(昭和26年5月1日から28年6月1日まで)における同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記録は見当たらない。

また、同僚の証言から、C事業所の理事や事務職員は、申立期間中に厚生年金保険の被保険者資格を取得しているが、医師や看護婦等の職種の従業員は、昭和28年9月1日の厚生年金保険法の改正により「疾病の治療、助産その他医療の事業」が適用対象の業務となるまでは、同資格を取得していないことが推認できる。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主によ

り給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 11 月 25 日から 52 年 2 月 11 日まで  
昭和 48 年 2 月 26 日に入社したA社は経営不振のため 51 年 11 月に経営者が代わり B 社となったが、私は、引き続き勤務していた。当時、経理を担当しており、厚生年金保険料も引き続き給与から控除されていたにもかかわらず、同年 11 月から 52 年 1 月までの厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人は、申立期間において、B 社（A 社の後継会社）に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B 社が初めて厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 52 年 2 月 12 日であり、同事業所は申立期間においては適用事業所でなかった。

また、A 社及び B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている 29 人のうち、A 社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和 51 年 11 月 25 日以前に被保険者資格を喪失している 7 人を除く 22 人は、申立人と同じく、A 社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日に被保険者資格を喪失し、B 社が適用事業所となった 52 年 2 月 12 日に被保険者資格を取得しており、申立期間における申立人の厚生年金保険被保険者記録が無いことについて、不自然とまではいえない。

さらに、申立人は、「厚生年金保険関係の業務は、上司である部長が行っていた。」としているが、その部長は、既に死亡しており、証言を得ることはできない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主に

より給与から控除されていたと認めることはできない。

## 岡山厚生年金 事案 1050

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月から同年8月まで

A社B事業所に学徒動員として勤め、学校を卒業した昭和20年4月から終戦まで旋盤工として勤務したが、このうち、申立期間の加入記録が無いことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している同僚4人のうち一人は、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に加入記録があることから、勤務期間を特定することはできないが、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間中に厚生年金保険の被保険者資格を取得しているA社B事業所の従業員270人のうち連絡が取れた19人は、「申立人のことを知らない。」と証言しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況は不明である。

また、上記の被保険者名簿には、申立人が名前を挙げている同僚3人の記録は無く、当時の従業員（複数）は、「昭和20年4月に入社した後、約3か月間の見習い期間終了後に配属が決まって、厚生年金保険には同年7月に加入したことになる。」と証言しており、A社B事業所の事業主は必ずしも採用と同時にすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、上記の被保険者名簿に、申立期間に係る申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 岡山厚生年金 事案 1051

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 7 月 1 日から同年 12 月末日まで  
昭和 34 年 9 月 1 日から 35 年 12 月末日まで A 事業所 B 部の図書館に司書として勤務し、同じ時期に勤務していた他の職員と同様に給与から厚生年金保険料が控除されていた。しかし、厚生年金の加入記録は、昭和 34 年 9 月から 35 年 6 月までとなっており、同年 7 月 1 日から同年 12 月末日までの記録が無いことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

A 事業所が保管する申立人に係る履歴書（人事記録）から、申立人が昭和 34 年 7 月 1 日から 36 年 1 月 15 日まで事務補助として同事業所に在籍していたことが確認できる。

しかしながら、申立期間中に厚生年金保険の被保険者資格を取得している A 事業所の職員（4 人）からは、申立人の厚生年金保険の加入、保険料控除に係る証言は得られなかった。

また、A 事業所は、「申立人の厚生年金保険の加入状況や保険料控除の状況については、当時の資料が無く不明である。」と回答している。

さらに、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人の健康保険被保険者証が昭和 35 年 7 月 13 日に返納されていることが確認できる。

加えて、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 岡山厚生年金 事案 1052

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日まで  
② 昭和 36 年 9 月 16 日から 43 年 12 月 1 日まで

昭和 36 年 4 月から 43 年 11 月まで勤務したA社及びB社C支店に係る厚生年金保険の被保険者記録については、脱退手当金が支給されたこととなっているが、これを受給した覚えは無く、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

B社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人に脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、A社及びB社C支店において勤務した期間に係る脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人が昭和 57 年 4 月 1 日に申立てに係る事業所に再就職した際、厚生年金保険の記号番号が新たに付番されていることから、申立期間について脱退手当金が支給されていると考えるのが自然である上、申立人は、A社を退職した 43 年 11 月 30 日以降、51 年 4 月までの約 7 年半、国民年金などの公的年金に加入しておらず、退職時において申立期間を通算して確保しようとした意思を有していたとは考え難い。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いというほかにこれを受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。